

令和2年度ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 介護員養成研修事業  
介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者及び事業所の名称、所在地）

第1条 本研修事業は、下記の事業者（以下「事業者」という。）が下記の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。

	事業者	事業所
名称	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 講座事業部
所在地	新潟市西区小針南台3番16号	新潟市中央区西堀前通2番町715-6 スタービル3F

（事業の目的）

第2条 本事業は、共同・共生のコミュニティづくり、新しい福祉社会の創造にむけた、ケアワーカーの育成を図ることを目的とする。

（形式）

第3条 前条の目的を達成するために、事業者は、事業所において、通学形式により本事業を実施する。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。  
介護員養成科

（年間事業計画）

第5条 令和2年度の研修事業は、下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員	備考
第1回	令和2年8月～11月	20	
計		20	

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、以下の事項を全て満たした者とする。

- ① 求職者（ハローワークで求職登録済みの方）で、早期の再就職を目指しており、公共職業訓練安定所長の受講あっせんを得た方。
- ② 新潟県立新潟テクノスクールが適当と認めた方。

(研修参加費用)

第7条

(1) 研修参加費用は下表に示すとおりとする。

回数	内訳	研修費用	納付方法	納付日
第1回	受講料	無料		
	テキスト代	6,600円(税込)	一括納付	研修開始日

(2) 受講を開始した者については、研修参加費用の全額を返還しないこととする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修課程テキスト  
日本医療企画 発行

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(研修会場一覧)

第10条 前条の研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別表2のとおりとする。

(各科目の担当講師一覧)

第11条 研修を担当する講師は、別表3のとおりとする。

(申込手続)

第12条

(1) 受講に係る申込手続は次のとおりとする。

- ① 公共職業安定所及び新潟県立新潟テクノスクールに備えてある入校申込書に必要事項を記入の上、期日までに最寄の居住地を管轄する公共職業安定所に申し込む。
- ② 公共職業安定所は、期日までに申し込みのあった受講者について、新潟県立新潟テクノスクールに通知する。
- ③ 新潟県立新潟テクノスクールは、選考試験を行い、受講内定者を決定し、受講決定通知書を受講申込者へ送付する。
- ④ 新潟県立新潟テクノスクールは、ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟に受講内定者を通知する。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者は、開校式当日に運転免許証の写しを提出することとする。事業者は、申込書に記載された氏名と運転免許証の氏名とが同一であることを確認する。運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の写しを提出することとする。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 住民票
- (3) 住民基本台帳カード
- (4) パスポート

(科目免除の取扱い)

第14条 科目の免除は行わない。

(研修修了の認定方法)

第15条

- (1) 修了の認定は、以下の条件を全て満たした受講者に対して行う。
  - ①第9条に定めるカリキュラムをすべて履修した者
  - ②「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価された者
  - ③修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが事業者において確認された者
- (2) 評価は、第9条に定める全てのカリキュラムの履修後、筆記試験により行うこととする。なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したものを(合格)と認定する。

A : 90点以上	B : 80~89点	C : 70~79点	D : 69点以下
-----------	------------	------------	-----------
- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を行った上で、再試験を受けることとする。

(研修欠席者の取扱い)

第16条

- (1) 理由の如何に関わらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は欠席とする。やむを得ない理由で欠席する場合は、前日までに「欠席届」を提出することとする。
- (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第17条

- (1) 事業者は、以下の事項に該当した者に必要な補講を行う。
  - ①第15条第3項に該当する者
  - ②第16条第2項に該当する者
  - ③「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における「基本知識の学習」後に行う「小テスト⑨-1」において70点未満の者
- (2) 補講の受講料として、科目の細目ごとに3,000円を受講者が負担することとする。
- (3) 補講は原則として事業者が行なうこととするが、やむを得ない場合は、他の事業者において実施することがある。その場合、他の事業者の定める受講料を受講者が負担することとする。

(受講の取消し)

第18条 事業者は、次の各号の一に該当する者について受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱す等、受講者としての本分に反した者

(修了証明書の交付)

第19条 事業者は、第15条により修了を認定された者に対し、新潟県介護員職員初任者研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第20条

- (1) 事業者は、修了者について修了者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合は、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第21条 研修事業は、ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟 講座事業部で行なう。

(個人情報保護)

第22条

- (1) 事業者は「個人情報の保護に関する法律」その他の規範を遵守し、適切な安全措置を講ずることにより、紛失、破壊、改ざん、漏えいなどの危険防止に努める。
- (2) 事業者における個人情報の利用目的は次のとおりとする。
  - ①受講資格の確認及び研修参加費徴収に関わる業務等
  - ②受講者名簿の作成
  - ③連絡文書の送付
  - ④郵送、FAX、電子メール等による情報の送付
  - ⑤研修事業に関わる各種アンケート調査等の送付
  - ⑥受講者個人を特定しない形態での統計情報作成
  - ⑦その他研修事業に関する業務

(その他)

第23条 この学則に必要な細則及びこの学則に定めない事項で必要があると認められるものについては、事業者がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は、令和2年6月12日から施行する。